

お客様各位

平成29年11月1日

紅葉の季節を迎えましたが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 税制解説～医療費控除の改正
3. コラム～早期経営改善計画について

## 1. 今月の事務

11月は年末に向けて、そして労務関係の事務が目白押しです。

### ①年末調整の準備

年末に向けて、冬季賞与の査定・計算・支給事務、年末調整など経理担当者は多忙を極めるため、年末調整については、11月から準備を進める必要があります。この時期、税務署や市区町村などで年末調整事務の説明会が開かれますから、できる限り出席して、事務の要点をチェックしておきましょう。

あわせて、各種控除申告書などの関係書類を早めに入手し、社員に配付します。このとき、年末調整に関する注意事項や、控除を受けるために必要な控除証明書などが一覧できる資料を作成し、一緒に配るとよいでしょう。特に今年は配偶者控除・配偶者特別控除の源泉徴収の見直しに係る「平成30年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の「様式が変更されていることに注意が必要です。」

### ②労働時間の適正管理

厚生労働省は毎年、「勤労感謝の日」がある11月に労働時間適正化・過重労働解消等をテーマにしたキャンペーンを行なっています。例年、過重労働による健康障害の防止、賃金不払残業（いわゆるサービス残業）の解消について、全国的に周知・啓発活動を実施するほか、長時間労働等に関する情報受付窓口を設置するなど、監督指導等にも力を入れています。繁忙期は不注意などから事故が発生する可能性も高まります。人手不足で過重労働になっている部署はないかなど、労務管理の状況を再確認しておくことが大切です。

### ③年末に向けた資金・人員対策

これから、年末に向けて冬季賞与の支給、年末商戦など何かと資金が必要な時期を迎えます。そのため、年末にかけての資金計画を見直し、借入が必要な場合には、金融機関に提出する書類の準備を進めましょう。特に、年末商戦で製造や販売、配送などに臨時のパートタイマー・アルバイトが欠かせない会社では、最近では深刻な求人難ですから、早めに確保・補充を行ないましょう。

## 2. 税制解説～医療費控除の改正

医療費控除について、大きな改正があります。来年の確定申告が対象であり、気が早いようですが、実は今から領収書等を準備しておく必要がありますので、まとめました。

まず、医療費控除には電子申告以外では領収書の提出又は提示をしていたものが、来年からは領収書の提出の代わりに指定の“医療費の明細書”に記載することで提出は不要になりました。

更に、医療保険者から交付を受けた医療費通知（健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など）を添付すると、明細の記入が省略できます。従来は「医療費のお知らせ」では、医療費控除が受けられな

いとして破棄していたものが、今後は残しておくことが有用になりました。

但し、医療費領収書は自宅で5年間保存し、税務署から求められたときは、提示又は提出しなければならないことには違いはありません。また、平成29年分から平成31年分までの確定申告については、従来と同様に医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

その他、今年から開始されるセルフメディケーション税制は、従来の医療費控除とのいずれか一方の選択適用となりますので、金額的に医療費控除を受けられない場合でも、セルフメディケーション税制を選択して適用を受けることも可能になります。

但し、このセルフメディケーション税制の適用を受けるには、必ずその年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組である「一定の取組」を行っている必要があります。「一定の取組」とは、保険者（健康保険組合、市区町村国保等）が実施する健康診査（人間ドッグ、各種健（検）診等）や、予防接種（定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種）など、範囲は広いですが、29年中に健康診断等を受けていない場合は対象にならないため、必ず年内に「一定の取組」を行う必要があります。

### 3. コラム～早期経営改善計画について

従来の経営改善計画策定支援制度は、金融機関から返済条件を緩和してもらう等の金融支援を受けることを目的として、金融調整を伴う本格的な経営改善計画を作成していました。それをより使いやすくした早期経営改善計画策定支援が平成29年5月29日から実施されています。

早期経営改善計画では、金融支援を目的とはせず、資金繰り管理や採算管理等の早期の経営改善を図り、自己の経営を見直すための資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図などの基本的な計画を作成し、金融機関に提出するものです。条件変更等の金融支援を必要としない、簡潔な計画を作成することで、自社の状況を客観的に把握して、必要に応じ本格的な経営改善や事業再生に向けることが出来るのです。

国が認める士業等専門家の支援を受けて資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図など早期の経営改善計画書を策定する場合、専門家に対する支払費用の2/3（上限20万円まで）の補助が出ます。

では、この早期経営改善計画策定に必要な自社の現状分析ツールとして、経済産業省のローカルベンチマークを活用することが有用です。同ツールに各データを入力することで経営状態を簡単に把握、分析できますので、是非利用されることをお勧めします。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。  
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>